

仕 様 書

I 件名

国立山口徳地青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

II 予定利用者数（年間）

42,867人（月別の内訳は別表1のとおり）

III 現在の機種区分、設置台数及び設置図面

別表2のとおり

IV 履行場所

所在地：山口県山口市徳地船路668

施設名：独立行政法人国立青少年教育振興機構国立山口徳地青少年自然の家

V 契約期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日までとする。

但し、契約期間満了の日の2か月前までに発注者又は受注者が契約期間を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、更に1年間契約期間を更新するものとする。なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長3年間とする。

VI 設置条件

(1) 商品について

- ①清涼飲料水等の選定については、発注者・受注者間で協議の上決めるものとする。
- ②商品の補充は定期的に行い、欠品にならないように配慮するものとする。
- ③空き缶等の回収は回収容器が溢れることないよう定期的に行い、空き缶等の再資源化に努めるものとする。
- ④空き缶等のゴミの最終処理まで責任を持つものとする。

(2) 自動販売機の保守対応

- ①故障等の対応については、受注者が行うものとする。
- ②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先を表記するものとする。
- ③施設の利用者等は主に青少年を対象としていることから、苦情等の問合せについては、適切、迅速かつ誠意ある対応を行い、トラブルの無いようにするものとする。

(3) 自動販売機の性能等について

- ①環境に配慮した自動販売機とする。
- ②消費電力が小さいものとする。
- ③転倒防止等の措置を行うものとする。

(4) 清涼飲料水等の料金

料金設定については、通常販売価格を上限とする。

(5) 手数料

- ①清涼飲料水等の販売に当たり、基本手数料及び販売手数料を発注者に納めるものとする。
- ②基本手数料については、発注者が自動販売機の年間消費電力量から1か月あたりの電気料金を算出し、四半期に一度、受注者に請求するものとする。
- ③販売手数料については、売上に対する料率の提案をするものとする。

(6) 自動販売機のデザイン

青少年施設に相応しいデザインや色合いとすること。

(7) 売上報告

受注者は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに発注者に報告するものとする。

(8) その他

- ①設置台数については、利用者数及び図面に基づき提案するものとする。
- ②その他必要と考えられるものについて、提案するものとする。

VII 経費等の負担

(1) 発注者の経費負担は、原則、次のとおりとする（なお、受注者が経費負担を行なう提案をした場合はこの限りでない。）。

- ①設置に必要な電源設備。
- ②その他設置に必要なもの。

(2) 受注者の経費負担は、次のとおりとする。

- ①自動販売機の設置及び撤去に伴う経費
- ②自動販売機の修理に伴う経費
- ③清涼飲料水等の補充、空き缶等の回収に伴う経費
- ④その他受注者が負担すべき経費

VIII その他

- ① 受注者は、契約の終了等により国立山口徳地青少年自然の家から撤退する場合は、原状回復するものとする。
- ② この仕様書に定めのない事項、あるいは、その解釈について疑義が生じた事項については、その都度、発注者・受注者間で協議の上定めるものとする。